

せたな町生活交通路線利用通学定期運賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道檜山北高等学校及び北海道長万部高等学校(以下「高等学校」という。)へ通学定期券により、生活交通路線バスを利用する高校生に対し、通学費用の負担軽減を図るため、通学定期運賃を補助し、その交付について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助金を受けることができる者は、高等学校へ通学定期券を利用して通学するせたな町に住所を有する高校生(以下「通学生」という。)とする。

(補助対象経費)

第3条 対象経費は、毎年4月1日から翌年3月31日までに申請のあった通学のために必要な定期券に係る費用とする。

(補助金の額)

第4条 補助金は、通学定期券運賃の2分の1以内の額とする。ただし、1月の定期券に係る運賃が20,000円を超える場合は、10,000円を超える額とする。

2 補助金に10円未満の端数が生じるときはこれを切り捨てるものとする。

(補助金の申請者)

第5条 補助金は、高等学校PTA代表が通学生の保護者を代表し、申請するものとする。ただし、町長が認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金を受けようとする場合は、年4回通学生の定期購入費用を精算し、通学定期運賃補助金交付申請書(様式第1号)に通学定期運賃補助金申請内訳書(第2号様式)を添えて町長に申請するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 補助金の交付の決定は、在籍学校長を経由し申請者に通知するものとする。

(補助金の支払方法)

第8条 補助金は、通学生の保護者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

通学定期運賃補助金交付申請書

年 月 日

せたな町長 様

住所

(申請者)

㊞

せたな町生活交通路線利用通学定期運賃補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けたいので、通学定期運賃補助金申請内訳書を添えて申請します。

なお、この補助金の交付については、通学生の保護者の指定する金融機関の口座へ振り込み交付していただきますようお願いいたします。

記

・通学定期運賃補助金申請内訳書

通

通学定期運賃補助金申請内訳書

補助対象者	生徒氏名		保護者氏名	生徒との続柄()
	住所	せたな町		
	生年月日	年 月 日	金融機関名 〔金融機関名〕 〔に○をする〕	北海道銀行今金支店 渡島信用金庫新せたな支店 今金町農協本所 北檜山町農協本所 新函館農協若松支店 新函館農協瀬棚支店 ひやま漁協本所
	性別・年齢	男・女 (歳)		
	学校名			
	学年	年 組		
	カード番号			
利用区間	「 」 「 」	フリガナ 口座名義人		
		口座番号		

※購入レシートまたは定期券シール(証紙)は、裏面に貼付してください。

※ICカード定期の購入レシートはご利用明細と有効停留所一覧の2枚の貼付が必要になります。

バス事業者の購入レシートまたは定期券シール（証紙）貼付欄		
レシート・証紙貼付欄 月	レシート・証紙貼付欄 月	レシート・証紙貼付欄 月
円	円	円
レシート・証紙貼付欄 月	レシート・証紙貼付欄 月	レシート・証紙貼付欄 月
円	円	円

通学定期運賃（転換時のバス運賃）	補助率	補助金額
※	1/2以内	※

※欄は記入しないで下さい。